

指定障がい福祉サービス事業所 }
指定障がい者支援施設 } 代表者様
指定一般相談支援事業所 }

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

平成31年4月以降の各種加算等の届出等に関する重要なお知らせについて(通知)

日頃から本府の障がい福祉施策等の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、平成31年4月以降の各種加算等については、平成30年度の利用者数の実績等に応じて、各種加算等の見直しが必要になる場合があります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、所定の期日までに必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、権限移譲を実施している市町村に所在する事業所におかれては、所管の市町村又は広域事業者課にお問い合わせください。

記

1. 平成30年度の利用者数の実績等に応じて見直しが必要な加算等の届出について

各種加算等において、年度毎に算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算等を算定している事業所におかれては、平成31年4月以降も引き続き各種加算等が算定できるか各事業所において見直しを行ってください。

見直しを行った結果、平成31年4月以降の加算区分に変更が生じる事業所におかれては、**ご予約のうえ、平成31年4月15日(月)までに来庁し、必要書類を提出して下さい。ただし、平成30年度と加算の区分に変更が無い場合は届出は不要です。**

なお、必要書類の提出先等については、6. その他をご確認ください。

《例1》就労移行支援体制加算

※前年度における一般就労した利用者の定着率に応じて見直しが必要となる加算

《例2》人員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、夜勤職員配置体制加算、夜間支援体制加算、移行準備支援体制加算(I)など

※前年度の利用者数の実績などに応じて見直しが必要となる加算

《例3》指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定就労定着支援及び一般相談支援(指定地域移行支援)における基本報酬区分

※一般就労移行後の定着実績、利用者1日あたりの平均労働時間、障がい者に支払う平均工賃、就労定着者数の割合、地域生活に移行した者の数等に応じて見直しが必要

2. 重度障害者支援加算に係る経過措置の終了について

重度障害者支援加算については、「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」の研修修了者の配置が算定要件とされております。

そのうち、指定障害者支援施設が行う施設入所支援の重度障害者支援加算(Ⅱ)及び指定共同生活援助の重度障害者支援加算における算定要件について、平成31年3月31日までの間においては、平成30年度内に強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等を受講させる計画を作成し、都道府県知事等に届け出ている事業所においては、当該研修を修了しているものとみなす規定が設けられておりますが、平成30年度をもって当該経過措置が終了することになりました。

当該経過措置の終了に伴い、**平成30年度に強度行動障害者養成研修(基礎研修)等を受講予定として経過措置の適用を受けている事業所におかれましては、平成31年4月以降の算定要件の見直しに係る届出をご予約のうえ、平成31年4月15日(月)までに来庁し、提出してください。**

3. 1及び2に必要な提出書類について

※平成30年度と加算の区分に変更が無い場合は届出は不要です。

加算	提出書類	備考
就労移行支援体制加算 (生活介護、自立訓練、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型) 《例1》	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 就労移行支援体制加算に関する届出書(介給別紙6-2) 4. 指定書の写し	
人員配置体制加算 (療養介護、生活介護) 《例2》	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 人員配置体制加算に関する届出書(療養介護:介給別紙 24、生活介護:介給別紙 24-2) 4. 勤務体制及び勤務形態一覧表 5. 組織体制図 6. 付表 7. 指定書の写し	
視覚・聴覚言語障害者支援加算 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助) 《例2》	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 視覚障害者又は言語聴覚障害者の状況(介給別紙3) 4. 勤務体制及び勤務形態一覧表 5. 組織体制図 6. 指定書の写し	
夜勤職員配置体制加算 (施設入所支援) 《例2》	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 夜勤職員配置体制加算に関する届出書(介給別紙26) 4. 指定書の写し	
移行準備支援体制加算(Ⅰ) (就労移行支援) 《例2》	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 移行準備体制加算(Ⅰ)に係る届出書(介給別紙21) 4. 指定書の写し	

<p>重度者支援体制加算 (就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型) 《例2》</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 障がい基礎年金1級を受給する利用者の状況(介給別紙5) 4. 指定書の写し</p>	
<p>目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援 B 型) 《例2》</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 目標工賃達成指導員対象施設の配置状況(介給別紙 19) 4. 勤務体制及び勤務形態一覧表 5. 組織体制図 6. 付表 7. 指定書の写し</p>	
<p>就労定着実績体制加算 (就労定着支援) 《例2》</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 就労定着実績体制加算に関する届出書(介給別紙 33) 4. 指定書の写し</p>	
<p>夜間支援体制加算(自立訓練(宿泊型)、共同生活援助) 《例2》</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 宿泊型自立訓練夜間支援体制加算届出書(介給別紙 9-2) 4-1. 共同生活援助に係る体制(介給別紙9) 4-2. 夜間支援体制加算に関する届出書(介給別紙 11) 5. 指定書の写し</p>	
<p>重度障害者支援加算Ⅱ (施設入所支援)</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 重度障がい者の状況(介給別紙4) 4. 指定書の写し</p>	<p>※3. <u>研修受講予定者は算定の対象とはならない。</u></p>
<p>重度障害者支援加算 (共同生活援助)</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 共同生活援助の重度障がい者支援加算に関する届出書(介給別紙4-2) 4. 指定書の写し</p>	<p>※3. <u>研修受講予定者は算定の対象とはならない。</u></p>
<p>就労移行支援サービス費 (基本報酬) 《例3》</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 4. 就労定着者の状況(別添) 5. 指定書の写し</p>	
<p>就労継続支援 A 型サービス費(基本報酬) 《例3》</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 就労継続支援 A 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 4. 指定書の写し</p>	
<p>就労継続支援 B 型サービス費(基本報酬) 《例3》</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 就労継続支援 B に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 4. 指定書の写し</p>	
<p>就労定着支援サービス費 (基本報酬) 《例3》</p>	<p>1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 4. 就労継続者の状況(別添1) 5. 指定書の写し</p>	

地域移行支援サービス費 (基本報酬) ≪例3≫	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 体制等状況一覧表 3. 指定書の写し	
-------------------------------	--	--

4. サービス管理責任者の研修受講に係る猶予措置の終了について

障がい福祉サービス事業における「サービス管理責任者」は、実務経験要件と研修修了要件（「サービス管理責任者研修」と「相談支援従事者初任者研修」）の両方を満たす必要があります。

新規に事業を開始する場合、研修修了要件に係る猶予措置については、平成31年3月31日をもって終了しますのでご注意ください。

詳しくは、こちらをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/yuuyosochisyuuryousy.html

5. サービス管理責任者の資格要件弾力化特区の廃止について

現在、大阪府では、構造改革特別区域法に基づく「サービス管理責任者の資格要件弾力化特区（以下「特区」という。）」の認定を受けております。この特区は、大阪府知事等がサービス管理責任者の確保が困難なことから障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務経験年数を緩和することができるものとされております。

この度、相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修制度の全体的な見直しを実施されることに伴い、平成31年の夏ごろに当該特区が廃止される予定です。

現在、特区の適用を受けて指定障害福祉サービス事業を実施されている事業所の取扱いについては、厚生労働省から通知があり次第、本課ホームページにてお知らせしますので、ご注意ください。

6. その他

- 提出先 大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導グループ
- 提出書類について 「大阪府ホームページ(指定関係書類等について)」
http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/jiritu_s_syorui.html
- 平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A
http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/ryuuijikoujikou.html
※就労系の事業所におかれましては Q&A VOL.2、VOL.4、VOL.5 に基本報酬区分の考え方に関する内容が記載されておりますので、必ず内容をご確認ください。
- 権限移譲を実施している市町村に所在する事業所については、各市町村又は広域事業者課へお問い合わせください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/ijyou.html

<本件問い合わせ先> (平日 9:00~18:00) 大阪府福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課 指定担当 電話 06-6941-0351(内線 4519) 06-6944-9174(直通)
--